

令和4年度（令和3年度事後） 個別施策評価シート

個別施策名	再生可能エネルギーの導入促進	令和4年度所管部・課	産業部 森林環境課 市民生活部 生活衛生課
		(令和3年度所管部・課)	産業部 森林環境課 市民生活部 生活衛生課

1. 総合計画（前期基本計画）との関連

基本方針	③環境にやさしいまちづくり	基本施策	【12】再生可能エネルギーの活用
めざす まちの姿	市民、地域、事業者及び行政が一体となり、地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入を促進するとともに、温室効果ガスの排出抑制に取り組むことにより、エネルギー自給率が高まり、エネルギーの地産地消が進んだまちをめざします。		
個別施策の 方向性	宍粟市環境基本計画の基本理念に沿って、「環境とまちづくりの好循環の実現」をめざすため、市民、事業者、地域、行政が連携し、再生可能エネルギーの導入に向けた取組みを進めます。特に、地域において持続可能な再生可能エネルギーの導入を促進することにより、その利益が地域に還元される取組みを進めます。		
個別施策に おける行政 の役割	地域が主体となる再生可能エネルギー事業について、情報提供、地域における専門的人材の育成、専門機関との連携、関係者相互のネットワークづくり、財政的支援など、多面的な支援を行います。公共施設へは、年次的に計画を立て太陽光発電システムや木質ペレットストーブ・ボイラーなどを導入します。		
関連する 個別計画	宍粟市地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編・事務事業編）		

2. 個別施策を構成する事務事業

個別施策を構成する事務事業 ※現在も実施中のもの				事業費総額	うちの	事業の対象者
No.	事務事業名	区分	令和3年度所管課	R3実績	事務事業費	数
1	再生可能エネルギー利用促進事業	補助	森林環境課	2,560	2,560	全市民
2	小水力発電導入事業	任意	森林環境課	0	0	全自治会
3	公有財産活用太陽光発電事業（歳入）	任意	森林環境課	2,389	—	29施設
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

※区分・・・「任意」：市が任意（独自）で実施する事業、「ハード」：ハード事業、「補助」：補助金等の事業、「義務的」：法令等で市の実施が義務づけられている事業、「施設維持」：施設等の維持管理事業、「内部」：内部管理事務

※事業の拡大縮小等の方向性・・・「拡大」：事業規模や範囲を拡大する方向性である、「縮小」：事業規模や範囲を拡大する方向性である、「現状維持」：前年度と同規模で事業を進める方向性である

3. 成果指標の分析

成果指標（まちづくり指標や個別計画に掲げる指標等）	単位	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	
再生可能エネルギー自給率（産業・運輸を除く）	%	目標値	—	—	—	(R8目標) 100%	
		実績値	(H26) 67.6%	(H27) 78.7%	(H28) 88.1%	(H29) 82.2%	(H30) 96.3%
地域主導型小水力発電設置数	箇所	目標値	1	1	1	1	
		実績値	0	0	0	0	0
木質バイオマス燃焼機器等導入事業	件	目標値	10	10	10	10	10
		実績値	9	8	17	11	9
市内の二酸化炭素削減率（2013年度(H25)比）	%	目標値	—	—	—	—	(R8目標) ▲40.5%
		実績値	▲23.5%	—	—	—	—

※目標値は、総合計画の目標値など隔年で設定しているものや、評価のために実績値のみを集計したもの等については「-」で表記。

指標の分析 ※その他、数値では表しにくい成果や実施状況等があれば記載

- 再生可能エネルギー自給率は、住宅屋根や遊休地において固定買取価格や補助事業の実施により太陽光発電の設置が進んだことから、目標値を超える実績値となっている。
- 地域主導型小水力発電設置数は地域の合意形成、資金調達等の課題により、R3年度において市内の設置には至っていない。
- 再生可能エネルギーの導入により電気のCO₂排出係数（二酸化炭素排出量/使用電力量）が近年低い傾向にあること、また、市内のエネルギー消費量が減少していることから、市内の二酸化炭素排出量は、減少傾向にある。

4. 一次評価（所管部局の評価）

I. これまでの主な取組み、目標の達成度等
<p>1 太陽光発電 住宅屋根に設置する太陽光発電設備については、平成22年度より設置の初期費用が高額になることから補助事業を実施していたが、設備導入にかかるコストが安価になったことから平成30年度に個人向けの補助事業を終了し、現在は自治会向けの補助を実施している。非建築物の太陽光発電設備については、平成24年のFIT法の施行に伴い、遊休地等に急速な設置が進み、近隣住民への説明不足等の諸課題が発生したことから、令和3年4月より「宍粟市太陽光発電施設設置事業に関する条例」を施行している。公共施設については、平成27年度から太陽光発電事業者に、公共施設の屋根や遊休地を貸し出し、使用料を得る取組みを実施している。</p> <p>2 小水力発電 市内の豊富な水資源を活用するため、地域主体による小水力発電の設置事業を平成25年度から進めている。地形、流量等が小水力発電に適しているかどうか、また事業が実施可能かどうかを調査する事業性評価調査を、これまで市内5か所において実施した。現在、千種町の黒土川において、地域の方と協力して市内初の導入に向け取組を進めている。</p> <p>3 木質バイオマス 豊かな森林資源を有効活用するため、市有施設に木質ペレットストーブ・ボイラーを導入するとともに、市内の家庭・事業所に木質バイオマス燃焼機器等の購入補助を実施している。また、林業整備に伴い発生する間伐材等の未利用材は、新たなエネルギー資源として、県内の木質バイオマス発電施設で利用されている。</p> <p>4 未利用再生可能エネルギー 「生ごみ」や「し尿等」を処理する際に発生するバイオガスは、発電、熱利用、液肥（肥料）が生成できることから、新たな地産地消のエネルギーとして注目されており、岡山県真庭市などが先進地となり実施されている。本市では、ゴミの処分量が年々増加しているとともに、しろうクリーンセンター（し尿処理施設）の建築年数が25年（耐用年数38年）を迎え、部品の入替や施設の改修等が必要となっているため、今後のライフサイクルコスト等を考慮しながら、今後の施設のあり方を検討するなかで、資源化施設の併用も視野に入れた調査研究を進めている。令和3年度には岡山県真庭市を訪問し、地域循環型バイオガスシステム構築モデルを視察した。</p>
II. 課題（めざす姿と現状の差）
<p>1 太陽光発電 再生可能エネルギー自給率の向上の背景には、太陽光発電設備が建築物の屋根や遊休地に導入が進んだことがあるが、非建築物については国の固定買取価格の低下や地域要件（災害時利用・自家消費）の追加により、FiT法に基づいた発電量の大幅な増加は見込めない。今後においては、急増した施設の適切な管理指導等が求められているとともに、建築物は太陽光発電による電力の自家消費を進める必要がある。</p> <p>2 小水力発電 事業性評価を市内5か所実施したが、小水力発電では他の太陽光発電とは異なり、取水設備から発電施設まで、発電に際し広範囲の用地と工事が必要であるとともに、事業費が膨大になること、地域や水利関係者との合意形成に時間を要することから、市内での完成に至っていない。</p> <p>3 木質バイオマス 家庭の木質バイオマス機器については、石油・電気製品と比較し設備の導入費用や燃料費が高額になることやメンテナンス等の利便性が劣ることから、導入が進みにくい。</p> <p>4 未利用再生可能エネルギー バイオガス施設の処理能力を【し尿＋浄化槽汚泥】か【し尿＋浄化槽汚泥＋生ごみ】によって、コスト面や環境面の効果が異なるため、費用対効果等について十分に検討する必要がある。また、処理能力に生ごみを追加する場合は、可燃ごみと生ごみを分別する必要があり、回収体制の構築と、市民への理解や意識の醸成が必要となる。</p>
III. 今後の施策展開（課題解決に向け、どのようなことに取り組んでいくか）
<p>1 太陽光発電 遊休地については「宍粟市太陽光発電施設設置事業に関する条例」に基づく、適切な設置・維持管理による導入を促進する。建築物については太陽光発電による電力の自家消費について、省エネルギー設備とあわせて導入の普及を進める。</p> <p>2 小水力発電 市内での導入実例をつくり、事業スキームやノウハウを他の地域に広く発信することにより、市内の普及につなげていく。</p> <p>3 木質バイオマス 地域の資源である森林資源の利用の大切さを周知するとともに、継続して家庭・事業所での木質バイオマス暖房機器等の導入補助と森林整備を行うことにより木質バイオマス発電燃料の安定供給体制の構築に取り組む。</p> <p>4 未利用再生可能エネルギー 引続き先進地へのヒアリング等を行うとともに、処理施設の機能や費用対効果等について、コンサル等の力も活用しながら精度の高い検証を行い、本市における未利用再生可能エネルギーを最大限に活用できるシステムの構築に向けた調査研究を進める。</p>

5. 二次評価（行政評価委員会での評価）

I. 評価・課題点

1 太陽光発電

個人向けの太陽光発電設置への補助を行い、再生可能エネルギーの活用促進に寄与したとともに、「太陽光発電施設設置事業に関する条例」を制定したことにより、太陽光パネルの乱立防止に向けて行政として働きかけるなど、一定の成果があったと考える。

現在は、個人向けの設置補助を廃止し、自治会集会所等への太陽光発電設置補助を行うことにより、売電による収益をまちづくりに活かしてもらうことを目的とした補助事業を実施しているが、売電価格の下落等により自治会での申請実績は、千種町域の自治会による申請1件に留まっており、自治会集会所等への太陽光発電設置は進んでいない。

2 小水力発電

事業性評価を市内5か所で実施し事業として成り立つ結果が出ているにもかかわらず、小水力発電の整備は前例がなく、多大な費用や調整を要することが、自治会における事業着手の足かせになっていることは課題である。ただし、このような状況の中で、地域と行政が連携することにより、市内の1地区において、売電による収益を地域活性化につなげるよう地域主導型の運営をめざし、稼働に向けた取組に着手することができたことは評価すべきである。

3 木質バイオマス

ペレットストーブ等の木質燃焼機器導入にかかる補助制度により一定の導入が進んでいるが、機器及び木質ペレットは、イニシャルコスト及びランニングコストが他の化石燃料燃焼機器と比べ高額となるとともに維持管理に手間がかかるため、市内全体における利活用は深く浸透していない。

4 未利用再生可能エネルギー

未利用再生可能エネルギーの導入は地産地消のエネルギーやゴミの削減として魅力的ではあるが、整備費用が高額であることや生ごみ等の処分方法等について多くの課題があり、専門的な知識を要するとともに、現在にしほりま環境事務組合で広域で取り組んでいるごみ処理の調整など様々な調整が必要となることが課題である。また、し尿処理施設であるしそうクリーンセンターの残存耐用年数は13年あるものの、設備の更新や建物自体の長寿命化を検討する時期となっており、設備更新や長寿命化にかかる投資をするかどうかの議論が迫っている。

II. 改善の方向性、拡充・内容の見直し・縮小又は廃止を検討すべき事務事業

【各事業における共通事項】

環境施策を横断的に取り組むためにも、庁内の環境推進会議を開催し、協議を積み重ねることで本市のロードマップを作成し、庁内が一体となって取り組めるシステムが必要である。その際は、専門的な知見を参考に議論ができるよう外部の専門家やコンサル等を活用することも検討する必要がある。

Jクレジット制度などを活用し、環境施策等で得た収益を新たな環境施策に活用できるシステムが必要である。

※Jクレジット制度…省エネ・再エネ設備の導入や森林管理により吸収された二酸化炭素等の温室効果ガスの量を政府が認証し、認証分の「クレジット」を発行する制度。発行したクレジットは、二酸化炭素の排出を削減したい企業等に売却することが可能。(取引相場：1トン当たりの二酸化炭素削減量 5,000～10,000円)

【個別事項】

1 太陽光発電

売電価格が下落している中で、自治会施設への太陽光パネルの設置費用が回収できる期間など費用対効果をあらためて検証し、現行の補助制度の廃止も含め見直す必要があり、宍粟市の地域特性を活かした小水力発電や木質バイオマス発電のさらなる導入促進に切り替えることも検討する必要がある。

2 小水力発電

他の地区での小水力発電が進まないのは、ひょうご環境創造協会や行政による補助及び融資制度はあるものの、自己負担額が高額であるとともに、市内の導入実績も無いことが自治会全体として一枚岩になることができない理由となっていることから、現在進めている地域主導型の小水力発電事業を成功につなげることで、他の地区の実施が促進できるよう積極的にPRしていくとともに、資金調達面において補助金以外の手法で、クラウドファンディングに対する支援も含め、行政としての支援方法を検討していく必要がある。

3 木質バイオマス

木質バイオマスを活用したエネルギー利用には手間と維持管理に対する費用負担がかかることは明確である中で、維持管理に要する支援制度を単に拡充するのではなく、公共施設での木質バイオマスエネルギーのさらなる活用や、環境にやさしい地産地消のエネルギーとして市民への普及啓発を拡充し、木質バイオマスエネルギーの需要を高め、維持管理費用を下げていく仕組みについて環境推進会議にて議論を進める必要がある。

4 未利用再生可能エネルギー

外部の専門家やコンサルなどを活用し調査研究を進めるとともに環境推進会議での全庁的な議論を重ねることで、しそうクリーンセンターのあり方や方向性も含め、生ごみの新たな活用方法として、堆肥化、飼料化、バイオガス化等について将来的な導入の可能性を議論する必要がある。また、先進地では事業者が主となって事業を展開していることから、本市においても行政と事業者との役割について整理していく必要がある。

6. 外部評価（総合計画及び地域創生戦略委員会での評価）

評価・課題点、改善の方向性

太陽光について、新規住宅に対する支援をもっと充実させることでさらに普及するのではないか。
木質バイオマスについて、燃料費が高額であることやメンテナンス等における利便性が劣ることが課題となっているので、設備導入費やメンテナンスにおいてサポートする体制が必要である。また、利便性が劣るから使用しないなどといった考え方を改めるべきであり、公共施設においては積極的に導入し、使用し続けていく必要がある。

小水力について、宍粟市の場合、小水力発電が活用できる場所が複数あると考えられることから、黒土川の取組が一つのきっかけとなり、他の地域にも生かしていける仕組みが宍粟市に求められる。小水力発電と観光等と連携させるなど相乗効果を高めるべきである。

令和4年度（令和3年度事後） 個別施策評価シート

個別施策名	省エネルギーの推進	令和4年度所管部・課	総務部 財務課 市民生活部 生活衛生課 産業部 森林環境課
		(令和3年度所管部・課)	総務部 財務課 市民生活部 生活衛生課 産業部 森林環境課

1. 総合計画（前期基本計画）との関連

基本方針	③環境にやさしいまちづくり	基本施策	【12】再生可能エネルギーの活用
めざすまちの姿	市民、地域、事業者及び行政が一体となり、地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入を促進するとともに、温室効果ガスの排出抑制に取り組むことにより、エネルギー自給率が高まり、エネルギーの地産地消が進んだまちをめざします。		
個別施策の方向性	温室効果ガス排出量やエネルギー使用量の削減に向け、省エネに対する意識の高揚を図るとともに、エネルギー消費量の「見える化」などを実践する中で、市民、事業者及び行政が一体となり省エネルギーを推進します。		
個別施策における行政の役割	<ul style="list-style-type: none"> ◆広報や生涯学習の場を通じて、省エネに関する情報提供や啓発活動を行います。 ◆行政活動全般において節電・節水や冷暖房の適正利用を進めます。 ◆低公害車、蓄電システムなど、環境負荷の少ない製品の調達・活用を推進します。 		
関連する個別計画	穴粟市地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編・事務事業編）		

2. 個別施策を構成する事務事業

個別施策を構成する事務事業 ※現在も実施中のもの				事業費総額 R3実績	うち市の 事務事業費	事業の対象者 数
No.	事務事業名	区分	令和3年度所管課			
1	軽EV車導入	任意	財務課	—	—	—
2	5R活動の推進	任意	生活衛生課	—	—	—
3	環境関連講座等事業（講座・普及啓発）	任意	森林環境課	—	—	—
4	電気自動車用急速充電器設置事業	任意	森林環境課	1,572	0	3箇所
5	木質バイオマス燃焼機器等導入促進事業	任意	森林環境課	2,526	2,526	9件
6						
7						
8						
9						
10						

※区分・・・「任意」：市が任意（独自）で実施する事業、「ハード」：ハード事業、「補助」：補助金等の事業、「義務的」：法令等で市の実施が義務づけられている事業、「施設維持」：施設等の維持管理事業、「内部」：内部管理事務

※事業の拡大縮小等の方向性・・・「拡大」：事業規模や範囲を拡大する方向性である、「縮小」：事業規模や範囲を縮小する方向性である、「現状維持」：前年度と同規模で事業を進める方向性である

3. 成果指標の分析

成果指標（まちづくり指標や個別計画に掲げる指標等）	単位	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	
市内の二酸化炭素削減率（2013年度比）	%	目標値	—	—	—	—	
		実績値	▲23.5%	—	—	—	
環境関連講座等参加者数	人	目標値	前年より増加				
		実績値	224	110	447	—	—
木質バイオマス燃焼機器等導入事業	件	目標値	10	10	10	10	10
		実績値	9	8	17	11	9
		目標値					
		実績値					

※目標値は、総合計画の目標値など隔年で設定しているものや、評価のために実績値のみを集計したもの等については「-」で表記。

指標の分析 ※その他、数値では表しにくい成果や実施状況等があれば記載

再生可能エネルギーの導入により電気のCO2排出係数（二酸化炭素排出量/使用電力量）が近年低い傾向にあること、また、市内のエネルギー消費量が減少していることから、市内の二酸化炭素排出量は、減少傾向にある。

4. 一次評価（所管部局の評価）

I. これまでの主な取り組み、目標の達成度等
平成28年度に策定した「宍粟市地球温暖化対策地方公共団体実行計画」に基づき、以下のとおり市内の二酸化炭素排出量の削減を促進している。
1 軽EV車の導入 令和3年末時点で軽EV車3台（軽貨物2台、軽乗用1台）を導入しており、引き続き導入の検討を進めている。
2 5R活動の推進 モノを大切に使用することやゴミの量を減らすため5R（①リフューズ：ごみになるものの受け取り拒否②リデュース：ごみの減量化③リユース：再利用④リペア（修理）⑤リサイクル（再資源化））活動を促進している。5R活動の促進については、各家庭に配布した「家庭ごみの分け方出し方ガイドブック」に中でPRし、活動の定着に向けて出前講座等を積極的行うとともに、ゴミを減らす取組として、生ごみ減量化促進事業補助金（生ごみ処理機導入に対する補助）や、ジモティーと連携協定を締結し、利用促進に向けた啓発活動を行っている。
3 省エネ啓発事業 啓発事業として、地球温暖化を含めた環境学習講座を開催するとともに、市広報に地球温暖化に関する記事を掲載するなど、市民等の意識向上に取り組んでいる。
4 電気自動車用急速充電器の導入 電気自動車の普及啓発のため、市内観光施設3か所に電気自動車用急速充電器を設置し、年間利用者は増加傾向にある。
5 木質バイオマス 間伐材等の未利用材を石油製品の代替エネルギーとして利用を促進するため、市内の公共施設にペレットストーブ、ペレットボイラーを導入するとともに、家庭や事業者への設備の導入補助を実施している。
II. 課題（めざす姿と現状の差）
1 軽EV車の導入 本市が保有する公用車の多くは軽自動車となり、これまでも軽EV車の導入について検討をしているが、限られたメーカーからしか販売されていない状況にある。また、導入車の利用状況からも、広大な面積を有する本市では、走行距離や4WD等の性能面で限られた利用しかできない状況にある。また、コスト面でもガソリン車と比べて割高になることから導入を見合わせている状況にある。
2 5R活動の推進 生ごみ減量化促進事業補助金については、積極的に広報を行っているが、申請件数【R3 22件】が年々減っていることから、利用促進に向けた新たな取組が必要である。また、宍粟市では、住民同士で物品を売買したり譲渡したりできる情報サイトの運営会社「ジモティー」と連携協定を昨年締結し、その利用を推進しているが【2022.3.1現在：投稿数41件 問い合わせ数35件】その取引による効果を十分に把握できていない。
3 省エネ啓発事業～5 木質バイオマス 省エネルギーの推進のためには、市民一人ひとりの日常生活での取組みや省エネルギー設備の導入が有効であるが、電気自動車や木質バイオマス機器等の設備の導入には経済的負担を伴う。
III. 今後の施策展開（課題解決に向け、どのようなことに取り組んでいくか）
1 軽EV車の導入 今後の自動車業界の動きを注視し、新たに発表される軽EV車の性能や価格面などを踏まえ、導入に向けた検討を進める。
2 5R活動の推進 今後の施策の展開としては、出前講座等【令和4年8月現在実績：6回 115人】の普及啓発活動を各学校や自治会・消費者協会等と連携しながら推進し、それぞれの立場に応じた具体的な5R活動を提案し、定着を図る。具体的には段ボールコンポスト【令和3～4年度啓発活動3回(予定含む)】、キエーロ、ジモティーの推進を図りながら新たなごみ減量の工夫を発掘し、その普及を図る。またフードロスの施策として3010運動を推進し、消費センターの行っているフードドライブの事業等に協力していく。それと各世代や団体の特徴に合わせた施策を模索しながら継続的に行える活動を検討していく。
3 省エネ啓発事業～5 木質バイオマス 令和3年度に策定した「宍粟市地球温暖化対策地方公共団体実行計画 2022-2026」に基づき、地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入と省エネルギーの推進を図るとともに、市内の最大の資源である森林が持つ二酸化炭素を吸収・固定する地球温暖化防止機能を発揮させるため、森林の整備と木材利用を促進していく。 また、市有林の間伐等の整備に伴う二酸化炭素の吸収増加量をJ-クレジット制度を活用した取引を実施し、その収益を環境施策へ活用する仕組みづくりに取り組む。（事業予定 R5・6年度 登録調査等、R7年度販売開始）

5. 二次評価（行政評価委員会での評価）

I. 評価・課題点
1 軽EV車の導入・4 電気自動車用急速充電器の導入 これまでに軽EV車の導入や電気自動車用急速充電器の整備に取り組んできたことは環境施策として評価すべきものであるが、一次評価のとおり、現行のEV車の性能では本市の広大な面積への対応や冬期利用の運用が難しいことが課題である。EV車の導入のみを手段にするのではなく、本市の環境に応じた車両の検討や別視点による省エネへの取組が必要である。
2 5R活動の推進～3 省エネ啓発事業 家庭におけるごみの排出量は核家族世帯の増加により年々増加しており、ごみの排出量の増加や分別の不徹底が省エネの足かせになっていることが課題である中で、5R活動の推進などゴミの削減や省エネにかかる啓発等に取り組んできたことは一定評価できる。
5 木質バイオマス ペレットストーブ等の木質燃焼機器導入にかかる補助制度により一定の導入が進んでいるが、機器及び木質ペレットは、イニシャルコスト及びランニングコストが他の化石燃料燃焼機器と比べ高額となるとともに維持管理に手間がかかるため、市内全体における利活用は深く浸透していない。
II. 改善の方向性、拡充・内容の見直し・縮小又は廃止を検討すべき事務事業
【各事業における共通事項】 環境施策を横断的に取組むためにも、庁内の環境推進会議を開催し、協議を積み重ねることで本市のロードマップ作成していき、庁内が一体となって取り組めるシステムが必要である。その際は、専門的な知見を参考に議論ができるよう外部の専門家やコンサル等を活用することも検討する必要がある。 Jクレジット制度などを活用し、環境施策等で得た収益を次の環境施策に活用できるシステムが必要である。
※Jクレジット制度…省エネ・再エネ設備の導入や森林管理により吸収された二酸化炭素等の温室効果ガスの量を政府が認証し、認証分の「クレジット」を発行する制度。発行したクレジットは、二酸化炭素の排出を削減したい企業等に売却することが可能。（取引相場：5,000～10,000円/t-CO ₂ ）
【個別事項】
1 軽EV車の導入・4 電気自動車用急速充電器の導入 車両による移動に限らず、DX（デジタルトランスフォーメーション）によるリモート会議の推進など車両による移動を減らすとともに、近距離移動については、自転車を利用することを制度化する必要がある。また、電気自動車用急速充電器の追加導入については、ニーズ調査をしたうえで判断していく必要がある。
2 5R活動の推進～3 省エネ啓発事業 出前講座やパンフレットの配布だけでなく、動画配信サイト、SNS及びしそチャンネルを利用した啓発活動を行うとともに、省エネへの効果を「見える化」することにより、実践に向けた興味を引く情報発信を行う必要がある。
5 木質バイオマス 木質バイオマスを活用したエネルギー利用には手間と維持管理に対する費用負担がかかることは明確である中で、維持管理に要する支援制度を単に拡充するのではなく、公共施設での木質バイオマスエネルギーのさらなる活用や、環境にやさしい地産地消のエネルギーとして市民への普及啓発を拡充し、木質バイオマスエネルギーの需要を高め、維持管理費用を下げっていく仕組みについて環境推進会議にて議論を進める必要がある。